

台風19号被害に関する会長談話

本年10月12日夜から13日未明にかけて東日本を通過した台風19号は、大型で非常に強い勢力を保ちながら広範囲で強風と大雨をもたらし、各地で甚大な被害を及ぼしました。

10月15日午前5時現在の国土交通省の調査によれば、少なくとも長野県をはじめ7県の計37河川52ヶ所の堤防で決壊が確認され、土砂災害は19都県で146件発生しているとのことです。そして、10月15日午前7時の報道により判明している限りでも、11県で死者58名、6県で行方不明者15名、32都府県で負傷者211名に及んでいます。

まずもって、この災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。そして、被災された皆様方、そのご家族の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

長野県内においても、千曲川が広範囲で氾濫し、死者2名、行方不明者2名、負傷者11名、建物損壊・浸水被害は現時点では正確に把握できないほど多数発生しており、今もなお大勢の方々が避難生活を余儀なくされている状況にあります。

この状況において、献身的に救助作業にあたっている警察、自衛隊、消防、自治体職員、地元有志他全ての皆様に、心より敬意を表します。

当会も、10月14日に災害対策本部を立ち上げており、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、各地の弁護士会及び日本司法支援センターなど関係諸機関と連携しつつ、被災された方々への法的支援に全力で取り組んでいく所存です。特に、当会では、東日本大震災及び長野県北部地震の教訓を生かし、当会主導のもと8団体で構成する「長野県災害支援活動士業連絡会」を発足さ

せ、併せて、長野県との間で「災害時における相談業務に関する協定」を締結し、災害時に各種専門家が連携しワンストップ相談業務を実施する体制を構築してきました。今まさに、その真価が問われる時といえます。

被災者の皆様の生活再建をはじめとする被災地の復旧が一日も早く叶うよう、当会会員は一丸となって支援活動に尽力する所存です。

2019年（令和元年）10月15日

長野県弁護士会

会長 相 馬 弘 昭